

定 款

一般社団法人日本地域福祉ファンドレイジングネットワーク
COMMNET

平成28年9月1日作成

一般社団法人日本地域福祉ファンドレイジングネットワーク COMMNET定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本地域福祉ファンドレイジングネットワークCOMMNETと称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県下関市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域福祉の推進等を行う非営利団体などが、ファンドレイジングを行い、お金がないで終わらせない、成果の出せる社会課題の解決を実現させるために必要な一切の活動などを行い、もって迅速な社会課題の解決に寄与するとともに、生活困窮者や障害者、災害被害者の支援、高齢者の福祉の増進、児童や青少年の健全な育成、地域社会の健全な発展等に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は次の事業を行う。

1. ファンドレイジングの普及啓発に関する事業
2. ファンドレイジングの担当者配置に関する啓発や支援に関する事業
3. ファンドレイジング担当者の情報共有、技能や信頼性の向上を図る研修事業
4. ファンドレイジングのコンサルティング及び代行に関する事業
5. 非営利活動を行う団体と他団体等のコンサルタントとのマッチングに関する事業

6. 地域福祉団体等の非営利団体などのファンドレイジングを支援するコンサルタントの育成に関する事業
7. ファンドレイジングのコンサルタントに依頼する文化の普及啓発及び依頼しやすい環境づくりに関する事業
8. ファンドレイジングに役立つ道具、手法、システム等の開発と提供に関する事業
9. ファンドレイジングに関する調査研究事業
10. ファンドレイジングに関する調査研究の普及啓発及び調査研究支援に関する事業
11. 福祉専門職等社会課題解決に関わる専門職を育成する教育機関及び研修実施団体へのファンドレイジングに関する教育の導入及び実施支援に関する事業
12. 財団や行政等の助成金などを交付する機能を持つ団体に対する、ファンドレイジングの取り組みへの支援実施の促進に関する事業
13. プロボノ・ファンドレイザーの育成、登録、マッチングに関する事業
14. 中間支援団体等の育成や支援に関する事業
15. 寄附のコーディネート及びマッチングに関する事業
16. 非営利活動を支援する企業等の育成や社会貢献のコーディネート、コンサルティングに関する事業
17. 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法とする。

第2章 会 員

(会員の構成)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、運営会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 運営会員 この法人の目的に賛同し、この法人の運営に関わることを表明して入会した個人

(2) 賛同会員 この法人の目的に賛同し、この会の活動を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 この法人に運営会員として入会しようとする者は、この法人が定める入会申込書に所要の事項を記載して代表理事あてに入会の申し出をするものとする。

2 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な事由がない限り、入会を認めるものとする。

3 入会を認められた者は、直ちに年会費をこの会に支払うものとする。

4 この会に賛同会員として入会しようとする者は、入会の意思を示して年会費を払い込むことにより入会したものとする。

5 代表理事は、第1項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知するものとする。

(会員の権利)

第8条 運営会員は、総会に出席し、意見を述べ、議決に加わることができる。

2 賛同会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総運営

会員の半数以上であって、総運営会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 総運営会員が同意したとき。
- (2) 死亡、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての運営会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認

(9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第15条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総運営会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する運営会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、運営会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総運営会員の議決権の過半数を有する運営会員が出席し、出席した当該運営会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総運営会員の半数以上であって、総運営会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない運営会員は、他の運営会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該運営会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第21条 理事又は運営会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、運営会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が運営会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、運営会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第23条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設定)

第24条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上13名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。代表理事をもって理事長とし、業務執行理事のうち、1名を副理事長、2名以内を常務理事とすることができる。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事につい

ても、同様とする。

- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法定及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別の定めるところにより、その法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。
- 5 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第30条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(名誉会長及び顧問)

第31条 この法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定め
た上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述
べることができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(2) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間
における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除等)

第33条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 名誉会長及び顧問の選任及び解任
- (5) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第33条の責任の免除

(開催)

第36条 通常理事会は、毎年定期的に、年3回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第40条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第41条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第42条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第43条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第44条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第45条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 解散等

(解散の事由)

第46条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議。

- (2) 存続期間の満了。
- (3) 法人の合併。
- (4) 社員が欠けたとき。
- (5) 法人の破産手続開始決定。
- (6) 解散を命ずる裁判。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第48条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定

める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第50条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第11章 計 算

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第53条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第54条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

監査報告

(剰余金の不分配)

第55条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第56条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成29年5月31日までとする。

(設立時の役員)

第57条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	久津摩和弘
設立時理事	林陽一郎
設立時理事	藤本博昭
設立時監事	児玉頼幸

(設立時代表理事)

第58条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

山口県宇部市東小羽山町四丁目2番7号

設立時代表理事 久津摩和弘

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第59条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

山口県宇部市東小羽山町四丁目2番7号

久津摩和弘

山口県下関市川中豊町一丁目6番5号

林陽一郎

福岡県太宰府市五条6丁目8番42号

藤本博昭

(法令の準拠)

第60条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上のとおり、一般社団法人日本地域福祉ファンドレイジングネットワーク
COMMNET設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士松浦
正徳は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成28年 9月 1日

山口県宇部市東小羽山町四丁目2番7号

設立時社員 久津摩和弘

山口県下関市川中豊町一丁目6番5号

設立時社員 林陽一郎

福岡県太宰府市五条6丁目8番42号

設立時社員 藤本博昭

上記設立時社員3名の定款作成代理人

山口県下関市入江町3番12号

司法書士 松浦 正徳